

1) 当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

【保険医医療機関】

- ・ 健康保険法指定医療機関
- ・ 救急告示指定医療機関
- ・ 労災保険指定医療機関
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 38 条第 2 項の規定に基づく第一種及び第二種協定指定医療機関
- ・ 結核予防法 36 条に基づく指定医療機関
- ・ 特定検診、保険指導実施機関
- ・ 国民健康保険療養取扱機関
- ・ 生活保護法指定医療機関
- ・ 原爆被爆者指定医療機関

【基本診療料】

医科：地域包括ケア病棟入院料 2
 診療録管理体制加算 2
 感染対策向上加算 3
 データ提出加算
 継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
 入院時食事療養費（Ⅰ）及び入院時生活療養費（Ⅰ）
 電子的診療情報連携体制整備加算 3（外来）
 電子的診療情報連携体制整備加算 2（入院）
 連携強化加算 サーベイランス強化加算
 認知症ケア加算 3

歯科：初診料 注 1

【特掲診療料】

医科：二次性骨折予防継続管理料 2 二次性骨折予防継続管理料 3
 救急外来医学管理料 3 がん治療連携指導料 地域連携診療計画加算
 救急患者連携搬送料 2 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する
 持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算 遠隔画像診断
 CT 撮影及び MRI 撮影 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
 ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注 5 入院ベースアップ評価料（ⅦⅠ）
 歯科：CAD/CAN 冠及び CAD/CAM インレー クラウン・ブリッジ維持管理料
 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注 5

2) 【入院時食事療養について】

入院食事療養費（Ⅰ）及び入院時生活療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理させた食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額（1 食につき）

一般（70 歳未満）	70 歳以上の高齢者	標準負担額（1 食あたり）
一般（下記以外）	一般（下記以外）	550 円
		指定難病患者、小児慢性特定疾患患者児童 330 円
低所得者（住民税非課税）	低所得者Ⅱ（※1）	270 円
該当なし	低所得者Ⅰ（※2）	130 円

※1 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに 0 円となる者、あるいは老齢福祉年金受給者